

資料 2

令和 8 年度介護職員処遇改善加算取得促進事業運営業務委託仕様書

この仕様書は、「令和 8 年度介護職員処遇改善加算取得促進事業運営業務」に係る業務委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 本事業の目的

介護職員の処遇改善加算に関する研修会及び個別相談会を開催し、加算の仕組み及び優良導入事例等を紹介することにより、介護事業所における加算の新規取得や上位加算の取得促進を図るもの。

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日まで

3 本事業における業務範囲

(1) 研修会

処遇改善加算の基本的な考え方や各要件の具体的な優良導入事例を説明するとともに新規及び上位加算取得において具体的に留意すべき点を説明する等、介護事業所における加算の新規取得や上位加算の取得促進につながる内容であること。

また、本研修会を実施するに当たり、下記 ア (ア)～(オ) の事前準備を行うこと。

ア 研修会の実施及び実施に係る事前準備

- (ア) 研修会の資料調製・製本等
 - (イ) 開催日時の調整及び講師・会場の手配(講師謝金及び会場使用料の支払いを含む)
 - (ロ) 開催の周知、参加者の募集(募集期間中の問合せ対応を含む)及び参加者の取りまとめ
- ※広報周知用チラシについて、受託者におけるその他類似事業等において配付すること。
- また受託者が所管する広報紙等を用いて、積極的に本事業の周知に努めること。

(エ) 研修会当日の会場設営、受付及び司会進行業務

(オ) アンケートの作成

イ 対象者

県内に所在する介護施設・事業所の経営者、管理者、担当職員等

ウ 開催回数及び時間

2 回(岩手県内において、盛岡地域及び沿岸地域で各 1 回を想定)

1 回の研修時間は 2 時間～ 3 時間程度

エ 募集人数

各回 100 名程度

オ 開催方法

盛岡地域：参集開催

沿岸地域：ハイブリット開催(参集開催に加えオンライン又はオンデマンドによる配信あり)

カ アンケートの実施及び集計

研修会参加者に対してアンケートの実施及び集計を行うこと。

アンケート内容については、県から別途指示するもの。

キ 業務の報告

事業完了後、速やかに事業完了報告書(別途様式を指定)を作成し、関係書類(別途指示する)を添えて、岩手県保健福祉部長寿社会課へ報告すること。

(2) 個別相談

ア 個別相談の実施及び実施に係る事前準備

(ア) 個別相談の資料調製・製本等

(イ) 事業所への周知、募集、受付等

下記イの事業所のうち、特に支援が必要な事業所について、県と協議の上リストアップすること。
またその中から支援を実施する事業所に対し、本事業の周知、募集、受付、日程調整を行うこと。

(ウ) 実施報告書の作成(対応事業所ごと)

対応事業所ごとに、実施報告書(相談者情報、相談内容、相談前後の加算取得状況等の内容を含む)を作成すること。

イ 対象となる介護サービス事業所

県内に所在する介護事業所(特に訪問介護事業所のほか、新規対象事業である訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援事業所で加算未取得の事業所に重点を置くが、この限りではない)

ウ 方法

原則、個別訪問(対象事業所がオンラインを希望する場合は、これに対応すること。)

エ 実施回数

概ね32事業所に対して2回程度。

オ 業務の報告

事業完了後、速やかに事業完了報告書(別途様式を指定)を作成し、関係書類(別途指示する)を添えて岩手県保健福祉部長寿社会課へ報告すること。

なお、報告に当たっては、個別相談を実施した事業所が実際に加算を新規取得したか、または、より上位の加算を取得したかについて、調査の上報告すること。

(3) 広報周知用チラシ作成

研修会の開催及び個別相談の実施について、県内の介護事業者等に広く周知するためのチラシを作成すること。

ア デザイン

チラシの形式 A4判 マット紙 両面 表面カラー 裏面 モノクロ

※ 掲載する情報量に応じて委託者と受託者で協議の上変更する場合がある。

イ チラシの構成(最低限掲載すべき事項)

(ア) 事業名

(イ) 開催日時、場所及び開催(実施)方法

(ウ) 開催(実施)の目的

(エ) 申込及び問合せ先

(オ) 申込フォームまたは申込方法

※ レイアウトは、上記の他、委託者と受託者で協議の上デザインすること。

※ 掲載する情報量に応じて委託者と受託者で協議の上変更する場合がある。

ウ 印刷・製本

項目	内 容
印刷数量	1,300 部
サイズ	A4 判縦
用紙	マットコート紙
刷色	4 色（黄、赤、青、墨）、裏面 1 色
製本加工	両面
その他	電子データでも納品（HP 掲載に耐えうる画面解像度であること）

エ 納品

納期は令和 8 年 10 月 30 日（金）とする。

納品場所は岩手県保健福祉部長寿社会課とする。

4 その他

- (1) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、岩手県と協議すること。
- (2) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成 13 年 10 月 1 日岩手県条例第 7 号)を遵守しなければならない。